様式第9号

（日本産業規格A列4）

届出制手数料変更命令通知書

殿

令和　　年　　月　　日付け届出のあった建設労働者の雇用の改善等に関する法律第20条第1項第2号の手数料について、同条第4項の規定に基づき下記の理由により変更を命じます。

令和　　年　　月　　日

都道府県労働局長　　印

記

許可番号	
事業所名称	
変更内容	
期限	
変更理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。